

川西市個人情報保護条例の改正について

- 答 申 -

平成15年1月

川西市個人情報保護審議会

答 申 に あ た っ て

川西市個人情報保護審議会は、平成14年10月17日、川西市長から「川西市個人情報保護条例(平成6年6月24日条例第16条)の改正について」諮問を受けました。

今回の諮問は、川西市公文書公開条例(平成4年3月31日条例第8号)の改正の検討を契機としたもので、いわゆる、国の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の制定に伴い、市が平成12年11月に市公文書公開審査会に対して、現行公文書公開条例の改正について諮問をし、平成14年10月に答申を受けたことから、同条例と密接な関係を有する個人情報保護条例についても公文書公開条例との整合性を図る必要性があるという認識に立ち、所要の検討を加えたものであります。

なお、公文書公開条例との整合性を図るという点に加えて、個人情報保護制度を取り巻く今日的課題にも配慮し、必要なものについては諮問事項に拘らず審議を行いました。

また、これら審議に当たっては、審議内容は全て公開するとともに、会議録についても市政情報コーナーに備え置くなど、審議経過の公表にも努めてきました。

今後、川西市においては、この答申を個人情報保護制度の改正の道標とし、必要な措置を速やかに講じ、プライバシーをはじめとする個人の権利利益の保護に積極的に取り組まれ、より一層個人の権利利益の侵害の防止を図り、市政の公正かつ適正な運営に努められることを望みます。

最後に、この答申をとりまとめるにあたって、熱心にご検討を重ねていただいた委員各位に深く敬意を表し、厚くお礼申し上げます。

平成15年1月24日

川西市個人情報保護審議会
会 長 池 田 敏 雄

目 次

条例改正に向けて

1	公文書の定義について	1
2	電子計算機結合の禁止規定について	1
3	死者情報の取扱いについて	1
4	開示をしない個人情報について	2
	(1) 法令秘情報	2
	(2) 評価、診断、判定、指導等に関する情報	2
	(3) 行政執行情報	2
5	存否応答拒否について	3
6	存在しない個人情報の取扱いについて	3
7	第三者保護に関する手続について	3
8	不服申立てについて	4
9	審査会について	4
10	罰則規定について	4

資 料

1	委員名簿	5
2	審議経過	6
3	川西市個人情報保護条例(現行条例)	7

条例改正に向けて

1 公文書の定義について（現行条例第2条関係）

現行条例第2条第5号における「公文書」の定義については、「川西市情報公開条例」において規定されるものを準用することが適当である。

【審議経過】

現行条例では、「公文書」とは、『川西市公文書公開条例（平成4年川西市条例第8号）第2条第2号に規定する公文書をいう。』と規定されており、現行条例だけを見ても、公文書とは何なのかがすぐにわからないことから、個人情報保護条例において独自に規定することも検討してはどうかという意見が出され、近隣各市等を調べるなど検討したが、公文書公開条例と、個人情報保護条例との対象公文書の一元性等の見地から、最終的にはこれまでどおりの表現方法を用いることでまとまった。

また、電磁的記録については、公文書公開条例における公文書に含まれることから、個人情報保護条例においても含まれることとなり、第2条第7号の磁気テープ等という定義は、公文書の定義の中で電磁的記録という文言を用いることで、この号は削除することで意見が一致した。

2 電子計算機結合の禁止規定について（現行条例第13条関係）

電子計算機の結合による提供の禁止については、法令等を根拠にする場合は適用除外となるよう明確に規定することが適当である。

【審議経過】

現行条例では、取扱いの制限、収集の制限、利用及び提供の制限など、個人情報について制限が設けられているが、これらはすべて解除規定があり、そこには必ず法令等に基づく場合が存在する。

これは条例の法的限界から、法令を根拠とした場合にはこれを無視することによる。しかし、現行の電子計算機の結合による提供の禁止については、法令を根拠とする解除規定が存在しないことから、この取扱いにおいて法的根拠のある場合は、利用及び提供の制限等に準拠したかたちでの運用となることから、条例としての統一性という観点からは適切ではないものと判断される。

以上のようなことから、電子計算機の結合による提供の禁止規定にも、他の制限解除事項と同様、「法令等」の規定を設けるべきであるという結論に至った。

3 死者情報の取扱いについて（現行条例第16条関係）

死者に係る開示請求については、認めるものとするが、実施機関の運用が曖昧にならないよう、可能な限り請求人が限定できるような規定整備を図ることが適当である。

【審議経過】

現行条例においては、対象となる個人は生存する個人をいい、死者に関する個人情報は当該条例の対象にはしていなかった。しかし、昨今の個人情報保護制度を取り巻く環境の変化を踏まえて審議した結果、開示請求者の範囲を拡大し、死者の個人情報についても死者に代わって、一定の者から開示請求を認めることが適切であるという意見で一致した。ただ、その開示請求者の範囲や開示情報については議論があり、最終的には、死者に係る開示請求事務においては、実施機関の運用が曖昧になら

ないよう、可能な限り限定的に規定整備すべきであるという見解に至った。

また、実施機関の曖昧な運用を回避する意味から、請求権者となり得る者であるかどうかの判断に疑義が生じた場合は、当審議会において意見を求めるという意見もあったが、この場合は権利関係の問題であることから、審議会よりも、不服申立て等権利関係を審査する審査会において意見を求める方が適切ではないかという意見もあり、いずれにおいても、そのような場合においては、ある程度の基準を設けることが必要になるといえよう。

なお、死者情報の取扱いについては、個人情報保護制度における請求権という観点からは、開示請求権のみを対象とするのではなく、訂正請求権においても同様に対象とすべきであるということについては意見が一致した。

4 開示をしない個人情報について（現行条例第17条関係）

原則公開の例外として、公開すべきでない情報については、第1号、第4号及び第5号の3点についてのみ検討を行い、次のように考えることが適切である。

(1) 第1号（法令秘情報）

法令秘情報については、現行の規定に法定受託事務の場合を加えることが適当である。

【審議経過】

個人情報の場合においても、法令又は条例以外にも、法定受託事務等に係る情報に関して、地方自治法第245条で認められた関与の一形式として国から非開示の指示がなされる場合があることを考えると、現行条文での対応は困難になることから、法令秘情報については、改正される公文書公開条例と同様な規定にするべきであるという結論に至った。

(2) 第4号（評価、診断、判定、指導等に関する情報）

評価、診断、判定、指導等に関する情報は、削除せずに現行のとおりとすることが適当である。

【審議経過】

カルテやレセプト、また指導要録の全面開示の運用を鑑みると、この条項をもって非開示にする運用はないのではないか、また仮にあったとしても、それらは行政執行情報の中で処理できるのではないかという意見が出されたが、福祉関係や教育関係などの文書においても、この規定を必要とする文書は存在しているようであり、ここで削除してしまうのはどうかということで、この条項は残すことになった。

(3) 第5号（行政執行情報）

行政執行情報は、改正される公文書公開条例の適用除外事項の意思形成過程情報及び事務事業執行情報と類似することから、その解釈運用は同様にすることが適当である。

【審議経過】

現行条文はそのままにして、「個人情報保護条例解釈運用の手引き」の解釈の部分で、改正する公文書公開条例の意思形成過程情報及び事務事業執行情報の考え方を取り入れて見直す方向で検討を要すという結論に至った。

5 存否応答拒否について（現行条例規定なし）

存否応答拒否に関する規定は、新たに設けることが適当である。

【審議経過】

この規定の有無については、かなり議論があり、自己情報のコントロール権という観点からは、必要性はないとの意見もあったが、最終的には、個人情報の開示請求であっても、許認可権限、行政処分等、内容によっては、存否を明らかにするだけで情報の内容を判明させ、事務上支障が生じる場合が想定されると考えられることから、この規定は必要であるという結論に至った。

ただし、濫用防止の観点から、事後的に審査会への報告を義務付けることが必要であり、この存否応答拒否の決定についても請求を拒否する行政処分として位置付けることが必要であるという意見が出された。

6 存在しない個人情報の取扱いについて（現行条例規定なし）

開示請求をした個人情報が存在しないときも、拒否処分とすることが適当である。

【審議経過】

物理的に存在しないものはやむを得ないが、法的に存在しないというものも場合によってはあり得る。例えば、規定上、公文書としての要件を欠く場合や、保存期限が切れている場合などがあり、そのような場合については、審査会の判断を仰いだ方がより適正な文書管理が行えるといえる。

つまり、物理的に最初から存在しないものであれば、審査会に諮ったところでどうするすべもなく、審査会としては、「存在しないのは不当であり、今後は作成せよ。」というような答申を出すことになるが、法的に存在しない場合は同様に扱えない。

よって、開示請求権の十分な保障という観点からは、個人情報の不存在を理由とする請求拒否の決定についても一律に行政処分として位置付け、個人情報が存在しない理由の提示を義務付けるとともに、これに不服のある場合は不服申立てや行政訴訟により当該決定を争えるよう、手続規定の整備を図ることが適切であるということで意見が一致した。

7 第三者保護に関する手続について（現行条例第20条第5項関係）

第三者保護に関する手続については、改正される公文書公開条例と同様、本条例においても新たに整備することが適当である。

【審議経過】

第三者保護に関する手続については、改正される公文書公開条例と同様、開示請求の対象となる個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者の意見を聴取する手続を設けるとともに、第三者から反対の意思が示されたにもかかわらず公開する場合には、当該第三者に不服申立てや行政訴訟を提起する機会を確保するなど、第三者の権利利益を保護するための手続を新たに設けることが適切であるという結論に至った。

8 不服申立てについて（現行条例第26条関係）

不服申立ての手続については、改正される公文書公開条例と同様に、公正さと透明性の向上を図る観点から、規定整備することが適当である。

【審議経過】

不服申立ての手続については、公正な判断と不服申立人等の権利利益を保護する観点から、改正される公文書公開条例と同様、処理手続の整備を図り、「審査会に諮問を行った旨の通知」、「審査会での意見陳述権」、「審査会への意見書等の提出権」、「審査会の答申書の写しの送付」などに関する規定を設けることが適切であるという結論に至った。

9 審査会について（現行条例第27条関係）

審査会については、改正される公文書公開条例と同様に、調査権限の明確化を図ることが適当である。

【審議経過】

審査会の公正かつ迅速な審議に資するため、インカメラ審査（非公開とされた文書を実際に検分する審査方法）、ヴォーン・インデックスの作成指示権（非公開とされた文書を審査会の指定する方法で分類整理させ、それぞれの非公開理由の説明を実施機関に求める権限）等、審査会が有する調査権限を明確にするための規定を設けることが適切であるという結論に至った。

10 罰則規定について（現行条例規定なし）

個人情報保護の重要性を鑑みると、罰則規定は設けることが適当である。

【審議経過】

現行条例においては、一部守秘義務規定が設けられているが、それに対する罰則規定は設けられていない。各自治体において、個人情報の流出が大きな問題となっていることに鑑みると、個人情報保護の重要性から、罰則規定を設けることが望ましいと判断した。その適用対象については、個人情報の保護を担保し、履行を強制するとともに、かつ個人情報の漏洩は重大な問題であるという認識から、その範囲はそれ相応の広さが望まれる。

したがって、その対象範囲は、職員、受託者若しくは従業者、審査会委員及び審議会委員というように、市の保有する個人情報を取り扱うすべての者を対象にすることが適切なものであるという結論に至った。

また、規定整備にあたっては、例えば、「自己情報コントロール権を侵害した者」などと具体的に規定してはどうかという意見も出された。

資 料

1 委員名簿

(五十音順)

氏 名	職・役職等	備 考
いけ だ とし お 池 田 敏 雄	関西大学法学部教授	会 長
いの うえ のり ゆき 井 上 典 之	神戸大学大学院法学研究科教授	
その だ ひさし 園 田 寿	関西大学法学部教授	
たか しま きぬ こ 高 島 絹 子	市民	
た なか よし こ 田 中 良 好	市民	
つか ぐち ゆ み こ 塚 口 由 美 子	市民	
なか にし ただ お 中 西 忠 男	市民	
なが お さとる 長 尾 悟	弁護士	副会長
は がり ただ し 葉 狩 忠 司	市民	
やま かわ ひろ よし 山 川 宏 美	人権擁護委員	

2 審議経過

開催回	開催年月日	審議内容
- -	平成14年10月17日(木)	川西市個人情報保護審議会へ諮問(第15号)
第1回	平成14年10月18日(金)	(1) 条例改正にかかる検討項目について (2) 審議方法について (3) 検討スケジュールについて
第2回	平成14年11月8日(金)	(1) 第2条第5号における「公文書」の定義について (2) 第17条の開示をしないことができる個人情報について (3) 存否応答拒否に関する規定を新たに設ける必要性の可否について (4) 存在しない個人情報についての取扱いについて
第3回	平成14年12月20日(金)	【継続審議分】 第2条第5号における「公文書」の定義について 第17条の開示をしないことができる個人情報について 存否応答拒否に関する規定を新たに設ける必要性の可否について 存在しない個人情報についての取扱いについて (1) 第三者保護に関する手続きについて (2) 不服申立ての手続きについて (3) 審査会の調査権限について (4) 死者情報の取扱いについて
第4回	平成14年12月26日(木)	【継続審議分】 不服申立ての手続きについて 審査会の調査権限について 【積み残し審議分】 死者情報の取扱いについて (1) 罰則に関する規定について (2) 電子計算機結合の禁止規定について
第5回	平成15年1月7日(火)	【継続審議分】 罰則に関する規定について 電子計算機結合の禁止規定について 答申(案)についての検討

3 川西市個人情報保護条例（現行条例）

（平成6年6月24日条例第16号）

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第6条）
- 第2章 実施機関の義務（第7条 - 第15条）
- 第3章 個人情報の開示及び訂正の請求等（第16条 - 第25条）
- 第4章 救済の手続（第26条・第27条）
- 第5章 是正の申出等（第28条・第29条）
- 第6章 個人情報保護審議会（第30条）
- 第7章 雑則（第31条 - 第34条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市の機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、市政の公正かつ適正な運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (5) 公文書 川西市公文書公開条例（平成4年川西市条例第8号）第2条第2号に規定する公文書をいう。
- (6) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力その他これらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他これらに類する処理を除く。
- (7) 磁気テープ等 電子計算機処理に使用される磁気テープ、磁気ディスク等であって、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報が記録され、実施機関において管理しているものをいう。

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

(出資法人の責務)

第5条 市が出資する法人のうち規則で定めるものは、この条例の規定に基づく市の個人情報保護施策に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関の義務

(取扱いの制限)

第7条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき、又は川西市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で正当な行政執行のため必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれのある事実
- (3) 犯罪歴

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意に基づき収集するとき。
 - (2) 法令等の規定に基づき収集するとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。
 - (5) 審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると認めて収集するとき。
- 4 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、審議会の意見を聴いた上で必要がないと認める場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

(個人情報取扱事務の登録)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書又は磁気テープ等を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」とう。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報取扱事務を開始する年月日
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 個人情報の項目名及び第7条各号に掲げる事項に関する個人情報を取り扱うときはその理由
- (7) 個人情報の収集先

(8) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨

(9) 第13条第2項に規定する電子計算機の結合により個人情報を提供するときは、その旨

2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

3 前2項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に関する個人情報取扱事務及び国又は他の地方公共団体の職員に関する個人情報取扱事務で専らその職務の遂行に関するものについては、適用しない。

4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

5 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的で個人情報を当該実施機関内部若しくは実施機関相互間で利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意に基づき利用し、又は提供するとき。

(2) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

(4) 審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために当該個人情報を利用し、又は提供することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めて利用し、又は提供するとき。

2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定により個人情報を利用し、又は提供したときは、審議会の意見を聴いて必要がないと認める場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

(提供先に対する措置要求)

第11条 実施機関は、前条第1項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的で個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はの適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(電子計算機処理の制限)

第12条 実施機関は、第7条に規定する個人情報の電子計算機処理をしてはならない。

(電子計算機の結合による提供の禁止)

第13条 実施機関は、通信回線等による電子計算機の結合により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるときは、この限りでない。

2 実施機関は、前項の電子計算機の結合による個人情報の提供を同項ただし書の規定により新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。その内容を変更しようとするときも、また、同様とする。

(安全・適正管理)

第14条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、損傷及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を実際に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置)

第15条 実施機関は、個人情報の取扱いに伴う事務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、受託者との契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

第3章 個人情報の開示及び訂正の請求等

(個人情報の開示を請求できる者)

第16条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人(実施機関が特別の理由があると認める場合に限る。)は、本人に代わって前項の開示請求をすることができる。

(開示をしないことができる個人情報)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。

- (1) 法令等の規定により、本人に開示することができないとされているもの
- (2) 開示請求の対象となった個人情報に開示請求をした者以外の個人に関する個人情報が含まれる場合で、開示することにより、当該個人の正当な利益を害すると認められるもの
- (3) 開示請求の対象となった個人情報に法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる場合で、開示することにより、当該法人等又は当該個人が有する競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの
- (4) 個人の評価、診断、判定、指導等に関する個人情報で、本人に知らせないことが適当であると認められるもの
- (5) 開示することにより、実施機関の公正かつ適正な行政の執行に著しい支障を生ずることが明らかであると認められるもの

(個人情報の部分開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前条各号のいずれかに該当する個人情報とそれ以外の個人情報がある場合において、当該該当する個人情報とそれ以外の個人情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、当該該当する個人情報に係る部分を除いて開示しなければならない。

(個人情報の開示請求の方法)

第19条 第16条の規定により開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した開示請求書(以下「開示請求書」という。)を実施機関に対して提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、当該開示請求をしようとする者が当該開示請求に係る個人情報の本人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(個人情報の開示請求に対する決定等)

第20条 実施機関は、前条第1項の規定による開示請求があったときは、当該開示請求書を受理した日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る個人情報を開示するか否かの決定(第18条の規

定による個人情報の部分開示に係る決定を含む。)をしなければならない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項の期間内に同項の決定をすることができない場合においては、開示請求書を受理した日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の期間及び理由を開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、実施機関が開示しない旨の決定(第18条の規定による個人情報の部分開示に係る決定を含む。)をしたときは、その理由を付記して通知しなければならない。この場合において、期間の経過により、当該開示しない旨の決定をした理由がなくなることが明らかであるときは、その時期を併せて付記しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る個人情報に開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれているときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。
(個人情報の開示の実施等)

第21条 実施機関は、前条第1項の規定により開示する旨の決定(第18条の規定による個人情報の部分開示に係る決定を含む。)をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該決定に係る開示をしなければならない。

- 2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。
 - (1) 公文書に記録されている個人情報 当該公文書の閲覧又は写しの交付
 - (2) 磁気テープ等に記録されている個人情報 当該磁気テープ等から印字装置を用いて出力した物の閲覧又は写しの交付
 - (3) 録画テープ又は録音テープに記録されている個人情報 当該録画テープ又は録音テープの視聴

- 3 実施機関は、個人情報が記録されている物を開示する場合において、当該個人情報が記録されている物が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、第18条の規定による個人情報の部分開示をするときその他相当の理由があると認めるときは、前項各号の規定にかかわらず、当該個人情報が記録されている物を複写したものにより開示することができる。
- 4 個人情報の開示を受ける者は、実施機関に対して、当該開示を受ける者が当該開示に係る個人情報の本人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。
(手数料)

第22条 前条の規定による個人情報の開示に係る手数料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 手数料は、個人情報の開示をする際に徴収する。
- 3 既納の手数料は、還付しない。
- 4 市長、水道事業管理者及び病院事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。
(個人情報の訂正を請求できる者)

第23条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報について事実の記載に誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することができる。

- 2 第16条第2項の規定は、前項の訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。
(個人情報の訂正請求の方法)

第24条 前条の規定により訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した訂正請求書(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に対して提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所

- (2) 訂正請求をしようとする個人情報に特定するために必要な事項
 - (3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 前項の訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第19条第2項の規定は、訂正請求について準用する。
(個人情報の訂正請求に対する決定等)
- 第25条 実施機関は、前条第1項の規定による訂正請求があったときは、当該訂正請求書を受理した日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報を訂正するか否かの決定をしなければならない。
- 2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項の期間内に同項の決定をすることができない場合においては、訂正請求書を受理した日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の期間及び理由を訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により訂正する旨の決定をしたときは、当該訂正請求に係る個人情報を訂正した上、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、速やかに、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

第4章 救済の手続

(不服申立て)

第26条 実施機関は、第20条第1項又は前条第1項の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく、川西市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

(個人情報保護審査会)

第27条 前条に規定する諮問に応じて調査審議するため、審査会を置く。

- 2 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 是正の申出等

(個人情報の取扱いの是正の申出)

第28条 何人も、実施機関が行う自己の個人情報の取扱いが、第7条、第8条又は第10条の規定に違反していると認めるときは、その取扱いの是正の申出(以下「是正の申出」という。)をすることができる。

- 2 第16条第2項の規定は、前項の是正の申出について準用する。
- 3 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に対して提出しなければならない。
 - (1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 是正の申出の対象となる個人情報及びその取扱いの内容
 - (3) 是正を求める内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

4 第19条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

5 実施機関は、是正の申出を受けたときは、遅滞なく、当該是正の申出に係る個人情報の取扱いについて必要な調査を行い、審議会の意見を聴いた上で、当該是正の申出に対する処理を行い、その内容を是正の申出をした者に書面により通知しなければならない。

6 前項の場合において、実施機関は、是正の申出の内容が正当であり、明らかに是正を行う必要があると認める場合は、審議会の意見を聴かずに、当該是正の申出に対する処理を行い、前項の規定による通知を行うことができる。

(苦情の申出)

第29条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

第6章 個人情報保護審議会

(個人情報保護審議会)

第30条 第7条ただし書、第8条第3項第5号及び第4項、第10条第1項第4号及び第2項、第13条第2項並びに第28条第5項の規定により意見を求められた事項について調査審議するため、審議会を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、個人情報保護制度の運営全般に関する重要事項について調査審議し、実施機関に意見を述べることができる。

3 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(国及び地方公共団体への要請)

第31条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対して、協力を求めるものとする。

(適用除外)

第32条 法令、他の条例その他別の定めにより、個人情報の閲覧、縦覧若しくは謄本、抄本等の交付又は訂正についての手続が定められている場合は、その定めるところによる。

2 この条例は、統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報並びに統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報については、適用しない。

3 この条例は、川西市立中央図書館その他の施設において、市民の利用に供することを目的として、収集し、整理し、及び保存している個人情報については、適用しない。

(運用状況の公表)

第33条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について、公表するものとする。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。ただし、第7条ただし書、第8条第3項第5号及び第4項、第10条第1項第4号及び第2項並びに第13条第2項中審議会の意見を聴くことに関する部分並びに第30条の規定は、平成6年9月1日から施行する。

(川西市電子計算組織の管理運営に関する条例の廃止)

- 2 川西市電子計算組織の管理運営に関する条例(昭和60年川西市条例第14号。以下「電算条例」という。)は、廃止する。

(電算条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行前に電算条例第8条第1項又は第9条第1項の規定によってなされた個人情報の開示又は訂正の申請については、なお従前の例による。

(本則の施行に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第9条第2項の規定中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあり、及び第13条第2項の規定中「を同項ただし書の規定により新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(川西市公文書公開条例の一部改正)

- 5 川西市公文書公開条例(以下「公文書公開条例」という。)の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条中「第6条」を「前条」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条第1項及び第4項中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第9条とし、第11条第1項及び第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条中「第10条」を「第9条」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条第2項中「第12条」を「第11条」に改め、同条を第15条とし、第17条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

別表中「第12条」を「第11条」に改め、同表備考3中「B列4番」を「A列4番」に改める。

(公文書公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行前に公文書公開条例第7条の規定に基づき同条例第9条の規定によってなされた自己情報の公開の請求については、なお従前の例による。

付 則(平成11年3月31日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川西市個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請又は請求に係る手数料について適用し、同日前の申請又は請求に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成12年3月29日条例第4号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成12年12月25日条例第29号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

別表（第22条関係）

手数料の区分	記録されている 個人情報の種類	手 数 料 の 額
閲覧の場合	公文書及び磁気テープ等に記録されている個人情報	1件につき 300円
写しの交付の場合	公文書及び磁気テープ等に記録されている個人情報	1件につき 300円に1枚につき10円を加えて得た額
視聴の場合	録画テープ又は録音テープに記録されている個人情報	1巻1回につき 300円

備考

- 1 1件とは、公文書にあっては決裁等の手続を一にするものを、磁気テープ等にあっては個人情報を取り扱う事務について使用している一連のプログラム等により処理されるものをいう。ただし、公簿については1冊をもって1件とし、図画については1枚をもって1件とする。
- 2 閲覧に引き続いて、当該閲覧に係る公文書（磁気テープ等から印字装置を用いて出力した物を含む。）の写しを交付する場合には、当該閲覧及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。
- 3 写しを交付する場合は、原則として日本工業規格A列4番による用紙を用いるものとし、他の大きさの用紙を用いたときの写しの枚数の算定については、実施機関が別に定める。